

聖路加看護学会誌 投稿規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款53条にもとづき、聖路加看護学会誌への投稿に関する必要な事項を定めるものとする。

(学会誌)

第2条 聖路加看護学会誌は、学会における研究成果発表を目的として、定期的に刊行する。

2. 学会誌の執筆領域は、看護学およびその関連領域とする。

(投稿資格)

第3条 投稿者（筆頭著者および共著者）はすべて、聖路加看護学会会員とする。

(査読制)

第4条 投稿論文は、聖路加看護学会誌編集委員会が依頼する学会員によって査読される。

2. 聖路加看護学会誌編集委員会はその採否を決定する。

(投稿原稿)

第5条 投稿原稿は未発表のものに限る。研究の対象、方法、結果及びその解釈が同一である以下に示す投稿を禁止する。

- (1) 二重投稿：二誌以上の雑誌に同一論文を投稿すること。
- (2) 重複投稿：既に印刷または電子媒体で出版された論文と重複した論文を投稿すること。
- (3) 分割投稿：本来1つの論文であるべき研究を複数に分割して投稿すること。

(原稿の種類)

第6条 原稿の種類は以下の6つとする。

- (1) 総説：ある主題に関連した文献の総括についてまとめた論文。
- (2) 論説：主題に関する解説、展望、提言。
- (3) 原著：独創性に富み、新たな知見があること、および論理的に述べられている研究論文。
- (4) 研究報告：研究的意義があり、主題に沿って系統的に述べられている研究論文。
- (5) 実践報告：保健・医療・看護等の実践活動について、主題に沿ってまとめ、有用な知見を提起する報告
- (6) 資料：資料的価値が高い記録・報告。

(研究倫理および利益相反)

第7条 倫理的配慮（人および動物を対象とした研究の場合）、および利益相反について明記すること。

2. 研究者の倫理に適う適切な投稿になるよう、以下の6つを厳に慎むこと。
 - (1) 二重投稿・重複投稿：同一論文を複数の雑誌に投稿すること。既に査読付き論文として採用された論文を他の雑誌に投稿すること。
 - (2) 分割投稿：本来一つの論文として発表可能な成果を分割して投稿すること。
 - (3) 個人情報の漏洩：論文中に個人を特定できる情報が記載されていること。
 - (4) 剽窃：既に印刷または電子媒体で出版された他者の文章やそのもとになるアイデアを引用であることを明記しないで記載すること。
 - (5) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - (6) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
3. 人および動物を対象とした研究は、倫理的配慮の下に行われていなければならない。その具体的内容は本文中に明記すること。
4. 投稿者が所属する機関等の研究倫理審査委員会等の承認を得ていることを編集委員会が確認できるよう、審査機関名、承認番号等を投稿システム、および本文中に明記すること。なお、査読が完了するまでは、本文中に記したこれらの情報は、黒塗りマスキングすること。

(原稿作成の手続)

第8条 原稿執筆の様式は、別に定める「執筆要項」に従うこととする。

2. 投稿は電子投稿とし、聖路加看護学会ホームページより「聖路加看護学会誌オンライン投稿システム」にアクセスし、手順に従って投稿する。
3. 原稿の受付日は、編集委員会が原稿を受け取った日とする。
4. 不採用となった場合、原稿ファイル（PDF ファイル）は、原則として、1年間保存のうえ投稿システムから削除するものとする。
5. 著者校正は1回とする。校正時の大幅な追加、修正は原則として認めない。
6. 別刷については、実費にて作成することが可能である（校正時に申込み）。

(著作権)

第9条 著作権は本学会に帰属する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

平成22年2月8日改定

平成22年8月3日改定

平成24年7月30日改定

平成25年3月15日改定

平成25年6月14日改定

平成25年11月8日改定（平成26年4月1日より発効）

平成27年3月20日改定

平成27年9月18日改定

平成30年6月26日改定

平成31年2月15日改定